

農業公社の農地保全・管理機能に関する研究

鳥取県東部地域を事例として

樋口英夫*・小林 一*・松村一善*・山田まどか*

平成10年6月26日受付

*鳥取大学農学部耕野科学, **SAPジャパン(株)

A Development of Farm Managing System and Maintenance Structure for Agricultural Public Corporations in the Eastern Part of Tottori, Japan

Hideo Higuchi*, Hajime Kobayashi*, Ichizen Matsumura* and Madoka Yamada**

*Department of Agricultural Information Science, Faculty of Agriculture, Tottori University, Tottori 680-8553, Japan

** SAPJapan Co Ltd, Tokyo

Agriculture in Japan is generally characterized as a small scale and inefficient industry with a diminishing number of young farmers. Younger generations of the farm village work force are taking other jobs with high wages. The farmers are becoming aged and the number of farmers in Japan is shrinking each year. Moreover, farm lands are being left uncultivated, especially in remote areas.

To improve the situation of agriculture in Japan, some of the agricultural public corporations are being set up recently. In this research, we investigated a development of farm managing system and maintenance structure for agricultural public corporations in the eastern part of Tottori prefecture. Especially, we investigated a system possibly suitable for young farm-workers and the farm maintenance structure. Furthermore, we studied a profitability of the agricultural public corporations.

We concluded in this research that land floating by the adjustments of the public corporations are stepping forward, and farm land abandonment are reducing. But it is very difficult for the public corporations to make the ends meet. Therefore, if it were not for financial help from the government, the management of the agricultural public corporations would not be possible.

(Received 26 June 1998)

Key words: agricultural public corporation, successor, farm maintenance, farm managing, land abandonment, financial help

緒 論

現在、日本農業は高齢化や若年層の農業離れによる担い手不足、またそれに起因する耕作放棄地の増加等様々

な内的問題を抱えている。農業センサスによれば 1980 年から 1995 年の 15 年間で農業就業人口はおよそ 200 万人が減少している。さらに、1995 年には農業就業人口の 7 割以上を 60 歳以上が占めるようになっており、労働力の脆弱化・高齢化が深刻化していることがわかる。このような状況を反映して、耕作放棄地の面積は 1980 年から 1995 年までにおよそ 2 倍に増加しており、また近年、その面積は拡大している傾向にある。農業センサスによれば、1980 年における耕作放棄地面積の田占有率は、24,544ha (26.8%) であったが、1995 年には 55,086ha (34.1%) に増加している。したがって、日本農業の主要地目である田においても、耕作放棄が進行していることが明白である。上記のような状況を打開するため、地域における農業生産の担い手を育成し労働力を確保する機関、さらには地域の農地を管理する機関として、農地保有合理化法人の資格を有する市町村公社（以下公社）への期待が高まっており、各地で相次いで設立されている。

かつて、農地保有合理化法人（以下合理化法人）になり得たのは府県公社、市町村、農協だけであった。しかし、1992 年の農地法施行令改正および構造改善局長通達により、市町村公社も合理化法人の資格を取得することが可能となった。これにより、合理化法人資格を取得した公社においては、その中間保有・再配分機能を活用することにより、担い手に農地を集めたり、新規就農者等へ農地継承を行うことが可能となった。さらには、担い手不在化・弱体化のために農地・農作業の引き受け手

を確保できず、耕作放棄、荒廃農地が発生しているような地域では、公社が中間保有農地の管理耕作を行うことにより、公社が地域の農地管理を行うことが可能となつたのである [4]。

このように、公社は担い手不在化・弱体化地域における農業の担い手として期待されているのであるが、一方では独立採算を実現できず、経営経済面から公社自体の存在が危ぶまれている場合も少なくない。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、担い手不在化・弱体化地域である中山間地域において、農業公社が農地の保全・管理に果たす機能と公社事業の経済性を検討することを課題とする。以上の課題を明らかにするために、まず実態調査に基づき、農業公社設立にともなう利用権設定の変化、公社が行う管理耕作・農作業受託事業の実態を、地域の担い手農家との関係を織り込みながら検討した。次に、社会的・公共的性格が強い土地管理を担う公社経営の経済性を分析し、農地の管理主体として重要性を増している農業公社に今後求められる経営の方向について検討を行った。

また、一般に公社といつてもその経営形態は多種多様であるが、本稿の課題より分析の対象は中山間地域において土地利用型農業を営む経営を補完する公社に限定される。したがって、本稿では農地保有合理化法人の資格を有し、水田農業を中心に事業を展開している中山間地域の市町村公社を分析の対象とした [3]。

第 1 表 市町村公社の概要・特徴

	A町農業公社	B町農業公社	C町農業公社
設立地域	中間農業地域	中間農業地域	中間農業地域
設立形態	財団法人	財団法人	財団法人
設立時期	1995年3月31日	1995年5月24日	1995年3月31日
理事長	町長	町長	町長
農地保有合理化法人の取得	1992年農地法施行令改正により取得	1993年農地法施行令改正により取得	1994年農地法施行令改正により取得
資本構成	1,000万円 ・町800万円 ・農協200万円	1,000万円 ・町750万円 ・農協250万円	3,995万円 ・町2,000万円 ・農協1,995万円 うち農協は機械現物出資789万円を含む。
農作業受託の形態	直営	再委託	再委託
中間保有地の管理	直営	再委託	—
オペレータの有無	有	無	無
利用権設定手数料の有無	無	無	有 (2%)
収益事業	農産物販売	農産物販売	直営施設の運営

資料：各公社資料に基づき作成。

調査および分析方法

調査は、鳥取県東部で事業を展開しているA町農業公社（以下A町公社）、B町農業公社（以下B町公社）、C町農業公社（以下C町公社）を対象とした。第1表に各公社の特徴を示したが、各公社はいずれも1995年に設立されているため、設立時より農地保有合理化法人の資格を取得している。対象地域はいずれも中間農業地域に属し、農業就業人口の約7割が60歳以上で構成される高齢化が著しい地域である。

以下の分析では、まず実態調査に基づいて各公社が地域の農地保全・管理に果たす機能について検討する。そのために、第1に農業公社設立とともに利用権設定の変化状況を、第2に公社が行う管理耕作・農作業受託事業の実態を検討した。その際、公社と地域の担い手農家との間で農地賃貸借、農作業受託の局面でどのような調整が図られているのかに注目して分析を行った。続いて、各公社の事業全体および農地保有合理化事業部門の収益性分析を行い^[5]、公社事業の経済性を検討した。

調査および分析結果

1. 調査結果

(1) A町公社

A町公社は担い手の高齢化と担い手不足により農地を維持することが困難であるため、担い手を育成し、農地保全を行うことを目的に設立された。職員数は5名であり、内訳は農協からの出向が専任職員として1名、町からの出向が兼任職員として4名である。職員の給料は出向元から支給されており、オペレータとして公社で雇用している嘱託職員の給料のみがA町公社から支給されている。

A町公社は農協から運搬車、鎮圧ローラ、動力噴霧器等の中古農機具を譲り受けしており、さらに県の事業であるふるさと補助事業を活用し、田植え機、トラクター、およびコンバインを購入している。

第2表はA町農業委員会による利用権設定の実績値を示したものであるが、公社が設立された1995年以降の利用権設定率は増加していることがわかる。これは、A町公社が農家間の調整に入ることにより、利用権の設定を行いややすくなったりしたこと、公社の職員が各集落の実行組合の会合に出席し、農地の出し手と借り手の希望・要望を集落ごとに取りまとめるよう働きかける対策を行ったことにより、利用権設定が進んだためと考えられる。

A町公社は、中間保有地であるK農地と農地賃貸借事業の水田を対象に利用権の設定を行っている。第3表(1)

第2表 A町農業委員会による利用権設定の実績値

	利用権設定面積 (ha)	公社設定面積 (ha)	利用権設定率 (%)
1990年	87.8	-	8.0
1991年	87.5	-	8.0
1992年	55.9	-	5.1
1993年	66.2	-	6.1
1994年	71.5	-	6.6
1995年	89.3	21.0	9.9
1996年	100.6	20.1	14.4
1997年	104.7	27.0	15.0

資料：A町農業委員会資料より作成。

第3表 A町公社における農地保有合理化事業の実績
(1) 賃貸借事業における利用権設定の実績(水田)
単位：ha

	1995年 全面積(未整備田)	1996年 全面積(未整備田)
借り入れ面積	21	20.1(55)
管理耕作面積	-	-
貸し付け面積	21	20.1(11)

(2) 中間保有地における利用権設定の実績(K農地)
単位：ha

	1995年	1996年
借り入れ面積	25.5	25.5
中間保有地	25.5	17.1
貸し付け面積	-	8.4 (4)

資料：A町公社資料より作成。

注：()は件数を示す。

は、A町公社の水田における賃貸借事業の実績を示したものである。1996年は55件の農家から20.1haを借り入れ、11件の農家に貸し付けている。利用権設定期間はおおむね5年間である。公社が貸し付けを行った農家は1集落に1農家づつ存在しており、これらの農家は各集落における中核的農家として位置づけられる。また借り入れられた水田は大半が整備田であるが、これは公社が未整備田を原則として受け付けない方針をとっているためである。未整備田では公社ですら受託できないとの危機感から、1997年度より未整備田の整備が実施されている。

現在、公社が借り入れを行った水田は、中核的農家に貸し付けることができており、地域内で農地を保全し、耕作放棄地の発生を防止していることがわかる。このように農地の出し手と借り手の需給バランスが取れているのは、農地賃貸借事業を実施するにあたり、公社が農地流動化を促進するため、各集落の実行組合長の会合に出席し、農地の出し手と借り手の希望を集落ごとに集約し、実行組合単位で取りまとめるように働きかけた効果であると考えられる。

第3表(2)は、中間保有地であるK農地における利用

権設定の実績値を示したものである。1995 年度より公社は K 農地の造成面積 40.6ha、植栽面積 25.5ha を借り入れ、10 年間の利用権設定を行っている。1995 年度にはこの 25.5ha に大根と、特産品開発のため 50a のほうれん草試験栽培を行った。さらに、1996 年度からは農業後継者育成事業として、新規就農者に農地の貸し付けを行っている。入植条件は 3 年以上、農地 2 ha 以上を借り受けることとし、借地料は 10a 当たり 9,500 円となっている。1996 年度は 4 件が就農しているが、借り手のつかない農地 17.1ha は、中間保有地として公社が雇用しているオペレータによって管理されている。

1996 年度から A 町公社は、農作業受託事業を実施しており、実績は耕耘 3.2ha、代かき 3.4ha、田植え 2.6ha、稲刈り 21.0ha であった。農作業受託料金の設定は、A 町農業委員会が 3 年ごとに設定する作業料金に準じている。

A 町公社は、直當でオペレータによる農作業受託を実施する方向ではあるが、中間保有地である K 農地で栽培している夏大根の作業が農作業受託の時期と競合し、農作業受託の要望にこたえられないという現状にある。そこで、公社は農作業を「財団法人 A 町農業公社受託者協議会」(以下受託者協議会) に再委託し、受託者協議会内で作業の配分を行い受託を実施している。受託者協議会は、調査時点では 12 名で構成されており、構成員の 8 割が 30 代から 40 代の認定農家である。受託者協議会は未整備田の作業を受託しない方針であり、未整備田の作業委託希望がある場合には、受託者協議会に加入していない農家に斡旋している。

A 町公社は地域の中核的農家で構成されている受託者協議会に農作業を再委託し、担い手に農作業を集積していくことにより、地域農業の担い手を育成する役割を果たしている。公社と受託者協議会のメンバーである認定農家との関係は共存的関係であり、A 町公社と受託者協議会が地域の農地を保全しているといえる。受託者協議会への入会に際しては、審査等はなく誰でも入会することができる。

農地の出し手が今後一層高齢化すると、農作業委託から經營委託に切り替える農家が増加すると思われる。しかし、担い手は年々高まる転作率により、借地よりも農作業受託を望む傾向が見られる。したがって、現在 A 町で均衡状態にある農地の借り入れ・貸し付けのバランスが崩れることにより、A 町公社に担い手としての役割が期待されていくことになるが、現在、公社が保有している労働力で農作業の受託をいついくことは困難であると考えられる。今後、公社はオペレータ等の労働力を増強して自らが農作業受託事業を実施するか、もしくは借地を行った農家に対しては転作率を引き下げる等の対策

を行い規模拡大を志向する担い手を保護していくことが必要になる。

(2) B 町公社

B 町公社は、地域農業の振興と活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的に設立された。B 町公社の職員（事務局長 1 名・事務課 2 名）は農協からの出向や B 町役場との兼任ではなく、公社が雇用している職員である。この職員 3 名のうち 2 名は、元土地改良区職員であり、B 町公社から給与が支給され、役場に準ずる給与待遇である。B 町公社は基本的に機械を所有していないが、ふるさと農地保全の補助金で堆肥散布機を購入しており、認定農業者に 1 日当たり 1 万 5 千円で貸し出している。

第 4 表 B 町公社における農地保有合理化事業の実績

(1) 貸貸借事業における利用権設定の実績

単位 : ha

	1995年		1996年	
	全面積(未整備田)	全面積(未整備田)	全面積(未整備田)	全面積(未整備田)
借り入れ面積	25.8	13.0	13.1	5.7
管理耕作面積	4.5	1.3	4.5	1.3
貸し付け面積	21.3	11.7	13.0	4.4

(2) 中間保有地における利用権設定の実績

単位 : ha

	1995年		1996年	
	全面積(未整備田)	全面積(未整備田)	全面積(未整備田)	全面積(未整備田)
新規就農者支援	4.5	1.3	4.3	1.3
B 町公社	-	-	0.2	-

資料 : B 町公社資料より作成。

第 4 表は、水田における利用権設定の実績を示したものである。1995 年度は未整備田 13.0ha を含む 25.8ha を B 町公社が農家から借り入れを行い、未整備田 11.7ha を含む 21.3ha が法人 1 つを含む 13 件の中核的担い手農家に貸し付けられた。B 町公社に集まる農地の半分以上が未整備田であり、作業条件の悪い農地が集積する傾向にある。1996 年度は、未整備田 5.7ha を含む 13.1ha を借り入れ、未整備田 4.4ha を含む 8.6ha を I 法人と 16 件の農家に貸し付けている。I 法人は 1993 年 8 月に設立され、3 名の男性社員で構成されている農業生産法人である。I 法人は公社が借り入れを行っている農地のうち、1995 年度は 10.2ha を、1996 年度は 8.3ha を公社より借り入れており、地域農業において中核的役割を果たしている。

B 町公社では 1995、1996 年度とも貸し付けより借り入れが上回ったため、借り手のつかない農地を中間保有地として管理耕作を行わなければならない。一方、借地による大規模経営を志向する農家はすでに借り入れを行っており、新たに貸し付けを行える農家を発掘することは困難である。そのため、これら借り手のない農地は公社における中間保有の長期化が予測される。B 町公社はこ

の中間保有地を公社自らが管理耕作を行うのではなく、新規参入者就農支援事業に利用し、新規参入者2名が研修を兼ねて管理耕作を行っている。この新規参入者の管理耕作にかかる費用は決して安いものではないが、中間保有地を扱い手育成に利用することにより、新たな扱い手を地域農業に根付かせるという役割を果たしている。

1996年度の中間保有地は未整備田1.3haを含む4.5haであり、そのうち4.3haを新規就農支援に活用している。また、0.2haは農業公社自らが、さといもの栽培・販売を行っている。現在、B町公社ではオペレータを雇用していないため、中間保有地を管理・維持していくために職員自らが農作業を実施しなければならないという危機感が伺われた。

第5表 B町公社による農作業受託実績面積
単位：ha

	1995年		1996年	
	B町公社	I法人	B町公社	I法人
耕耘	-	-	6.4(18)	4.4
代かき	-	-	9.5(26)	7.0
田植え	-	-	16.5(42)	10.9
稲刈り	42.3(115)	30.9	65.8(201)	29.0

資料：B町公社資料より作成。

注：()は件数を示す。

第5表はB町公社による農作業受託面積の実績を示したものである。農作業受託において、いずれの年もI法人は耕耘、代かき、田植えのおよそ半分を、稲刈りでは40%を請け負っている。つまり、B町公社は地域農業の中核的扱い手として有限会社を位置づけており、農地や農作業を集め、扱い手の経営の発展を促す役割を担っているのである。

B町公社は中山間農作業受託支援事業として農作業受託農地のうち作業条件の悪い農地を請け負った農家に対して補助を試みており、その財源として町と農協からの補助金530万円を活用している。I法人と8件の認定農家、8件の一般個人農家で200万円の助成を受けている。B町公社は未整備田の作業を請け負っているため300万円の助成を受けており、これは公社の運営費に当てられている。このように、補助金を農家に還元し、農地の扱い手を育成していく方法は、農家の「やる気」を促進するために有効であると考えられる。

(3) C町公社

C町公社は、高齢化等の扱い手のいない農家の農地を扱い手農家へ斡旋および農作業受託を行うことにより、農家経営の発展と農地の保全を図るとともに、地域の特産品となる農産物の開発・普及を推進することを目的に設立された。C町公社の職員は6名で、町の職員が2名、農協職員が2名、農業委員会の職員1名が兼任している。

専任の職員は1名で、C町公社で雇用しており、給与は公社負担である。作業機械は農協から払い下げで取得したものと、農協が公社に現物出資したものがある。

C町公社における水田の利用権設定実績を第6表に示した。C町公社が引き受ける農地は利用権設定・農作業受託とともに整備済み農地であることが条件となっている。借り入れは1995年では31.9haであったが、1996年においてはその2倍以上の74.1haを借り入れている。1996年に借り入れが大きく伸びたのはT農場が今まで直接個人農家から借り入れていた農地を、公社経由で借り入れることにしたためである。T農場は有限会社であり、C町農業開発センター（以下開発センター）と同様に地域農業における農地の扱い手としての役割を果たしている。

C町公社が利用権設定の仲介をすることにより、所有者と受け手の利用調整が図られ、転作も効率的に行えるようになった。利用権設定の期間は3年、5年のものが多いが、中には10年という長期間のものもある。C町公社は農地利用権調整の窓口としての役割を果たすために、利用権を設定した水田の地主から2%の手数料を徴収している。

第6表 C町公社における利用権設定の実績(水田)

	単位:ha	
	1995年	1996年
借り入れ	31.9 (99)	74.1 (205)
貸し付け	31.9 (99)	74.1 (205)
開発センター	23.5 (67)	33.5 (97)
T農場	- -	28.3 (65)
個別農家	8.4 (32)	12.3 (43)

資料：C町公社資料より作成。

注：()は件数を示す。

C町公社は開発センターをオペレータとして利用しており、農業機械を町の標準よりも安く貸し出している。農業機械の管理費は公社が負担している。また、人件費削減のため、今後も機械を所有し、人員を削減する方針である。しかし、近年は地域の農家から経営委託を希望する声も高まっており、将来的には農作業受託事業を直営にせざるを得ないという危機感を公社自体が感じている。

C町公社では上記の事業とあわせて直販施設を運営しており、これらの収益を公社の収支に計上できれば、公社はこの収益によって赤字を補填できる。しかし、実際にはこれらの直営施設は独立採算で運営されているため、その収益を公社の収益に計上することはできない。したがって、今後は直営施設による収益を公社自体の経営に計上することが可能な制度が整備されることが望まれる。

第7表 公社事業全体に対する収益性分析の結果

項目	単位	A町公社		C町公社	
		1995年	1996年	1995年	1996年
売上高	円	35,696,477	34,197,076	182,043,686	332,838,270
うち農地賃貸借事業	円	-	3,927,123	6,751,270	13,965,084
うち保全管理事業	円	33,106,317	23,483,070	-	-
うち農作業受託事業	円	-	4,505,460	22,776,608	21,705,214
うち特産品事業	円	2,032,160	1,317,690	152,515,808	297,167,972
総原価	円	57,191,119	61,081,522	183,929,036	339,994,017
営業利益	円	△ 21,494,642	△ 26,884,446	△ 1,885,350	△ 7,155,747
営業外利益	円	-	200,547	244,354	305,330
営業外損失	円	-	-	28,829	8,742
経常利益	円	△ 21,494,642	△ 26,686,899	△ 1,669,825	△ 6,859,159
特別収入(補助金)	円	16,880,606	26,683,899	18,610,650	6,547,000
特別損失(固定資産圧縮損)	円	-	-	14,999,950	1,999,950
当期純利益	円	△ 4,614,036	0	1,940,875	△ 2,312,109
売上高営業利益率	%	△ 60.22	△ 78.62	△ 1.04	△ 2.15
売上高経常利益率	%	△ 60.22	△ 78.03	△ 0.92	△ 2.06
売上高純利益率	%	△ 12.93	0.00	1.07	△ 0.69

資料：各公社資料より作成。

2. 収益性分析からみた公社経営の経済性

次に、社会的・公共的性格が強い土地管理を担う公社経営の経済性を分析する。まず、公社の事業全体を対象とする収益性分析の結果を検討する（第7表）。まず、A町公社全体をみれば、1995年において経常利益で21,494千円、1996年において26,686千円の赤字を計上している。1995年においては赤字を補填しきれず、4,641千円の当期損失を計上している。売上高営業利益率は-60.22%であり、営業状態は極めて悪い状態にある。1996年においては補助金で補填されているために当期純利益は0円であり損失は計上されていない。しかし、これは補助金額が1995年と比べて約10,000千円増額されたためであり、経営状況そのものは改善されておらず、売上高営業利益率は-78.62%である。労働分配率は73.7%であり、人件費に要するコストが大きいことがわかる。これは、中間保有地の作業員として、出荷時にのべ1500人の雇用を導入したために要した費用である。

次に、C町公社全体の赤字をみると、1995年において経常利益で1,669千円、1996年においては6,859千円のマイナスとなっている。1995年においては、補助金で補填されているため赤字は計上されていない。しかし、1996年においては補助金額が減少したことにより赤字が計上されている。

統いて、農業公社の事業のうち、農地保有合理化事業の経済性について検討する。第8表は公社事業のうち、農地保有合理化事業における各事業部門ごとの収益性分析を行った結果である。まず、A町公社は農地賃貸借事業において、1995年では経常利益で1,440千円、1996年

では1,041千円の赤字を計上している。これは、A集落から借り入れたK農地の貸し付けを行えず、中間保有地として公社が耕作せざるをえなかつたためである。

農地保全管理事業の経常利益では1995年に5,267千円、1996年に7,931千円の赤字を計上している。1995年には800千円であった補助金が1996年では7,163千円に増額されたため、当期純利益の赤字は768千円に止まっており、補助金という形での行政の協力が必要であることがわかる。

1996年の農作業受託事業においては、経常利益で8,696千円の損失であった。そのため、補助金が1,665千円交付されているにもかかわらず、当期純利益においては7,031千円の損失を計上している。

次にC町公社は、農地賃貸借事業において手数料を徴収することにより赤字の拡大防止につとめており、農作業受託事業では、扱い手に機械を貸し出すことにより、収益を計上している。また、新規就農支援事業においては、開発センターで受け入れている新規就農者に対して補助金を交付し、間接的に扱い手を育成している。これらのことからC町公社においては、事業費による赤字よりも運営費にともなう赤字を計上していることがわかり、運営費における補助を継続的に実施することが望まれる。

以上、事例分析を行った各公社は、現在、赤字を計上しているが、それは農地を保全していくためにはやむを得ない費用であると考えられる。しかし、今後公社の設立が増加していくと思われる中で、国および県からの限りある補助金に依存しながら公社を運営していくことは次第に困難になると考えられる。また、耕作放棄地など

第8表 農地保有合理化事業部門における収益性分析の結果

項目	単位	A町公社		C町公社	
		1995年	1996年	1995年	1996年
農地貸借事業					
売上高	円	—	3,927,123	6,751,270	13,965,084
総原価	円	1,440,409	4,968,864	6,709,996	13,742,804
営業利益	円	△ 1,440,409	△ 1,041,741	41,274	222,280
経常利益	円	△ 1,440,409	△ 1,041,741	41,274	222,280
当期純利益	円	△ 1,440,409	△ 1,041,741	41,274	222,280
売上高利益率	%	—	△ 26.53	0.61	1.59
売上高経常利益率	%	—	△ 26.53	0.61	1.59
売上高純利益率	%	—	△ 26.53	0.61	1.59
農地保全管理事業					
売上高	円	33,106,317	23,783,070	—	—
総原価	円	38,373,694	31,415,046	—	—
営業利益	円	△ 5,267,377	△ 7,931,976	—	—
経常利益	円	△ 5,267,378	△ 7,931,977	—	—
特別収入(補助金)	円	800,000	7,163,116	—	—
当期純利益	円	△ 4,467,377	△ 768,860	—	—
売上高利益率	%	△ 15.91	△ 33.78	—	—
売上高経常利益率	%	△ 15.91	△ 33.78	—	—
売上高純利益率	%	△ 13.49	△ 3.27	—	—
農作業受託事業					
売上高	円	—	4,505,460	22,776,608	21,705,214
総原価	円	—	13,201,718	18,276,864	19,833,120
うち作業委託料	円	—	4,856,460	17,006,493	16,503,887
営業利益	円	—	△ 8,696,258	4,499,744	1,872,094
経常利益	円	—	△ 8,696,259	4,499,744	1,872,094
特別収入(補助金)	円	—	1,665,020	2,249,900	2,107,000
当期純利益	円	—	△ 7,031,238	6,749,644	3,979,094
売上高利益率	%	—	△ 193.02	19.76	8.63
売上高経常利益率	%	—	△ 193.02	19.76	8.63
売上高純利益率	%	—	△ 156.06	29.63	18.33

資料：各公社資料より作成。

の扱い手のいない農地が急増しているため、公社が農地管理の扱い手として果たさなければならない役割は、ますます大きくなっている。したがって、公社自身も補助金に依存する割合を減らし、公社を経営していく能力を培っていくことが必要となろう。また、社会的・公共的性格が強い農地の保全・管理を行っていくためには、市町村、県、国の各行政機関が実施するそれぞれの施策が、施策の対象である市町村公社で機能的に効果を上げることができるように、施策間の調整を行うことが望まれる。

結語

事例分析において、以下に示す公社の機能および役割が実証された。第1は、公社が農地の利用権調整を行い農地流動化を促進させることにより、既存の扱い手を育成し、また新規就農者を発掘する役割を果たしていることである。第2は、扱い手が不在である地域では公社自

らが扱い手となり農地保全を行う役割を果たしていることである。公社がこれらの役割を果たすことにより、借り手のない農地が耕作放棄地になることを防いでおり、この点において公社が耕作放棄地拡大防止に貢献しているといえる。

このように大きな役割を果たす公社ではあるが、現実には財政難に陥っている場合がみられ、公社による農地保全が困難となる可能性も有している。そのため、次の2点を改善し、公社経営自体の経営改善を行うことが必要であると考えられる。第1は、農地賃貸借時の手数料、農作業受託料金等を適切に設定し、農地保有合理化事業部門の赤字を削減することである。第2は、収益事業部門を設置することにより、公社事業全体の赤字を削減することである。

ただし、現実的には、いかに公社が経営の合理化を図り、事業の赤字削減につとめたとしても、一定額の赤字が発生する可能性もある。公社が行う農地保全・管理は

社会的・公共的性格がきわめて強いものであることを勘案すれば、その部分については今後も自治体から一定額の補助金を受け、公社経営の赤字を補填していかざるをえないであろう。

参考文献

- 1) 京都府農業会議：農地保有合理化法人としての市町村公社等の設立・運営にあたって留意すべき事項（中間報告），京都（1993）pp. 4-104
- 2) 長浜健一郎：地域農業の現段階と農用地の利用・管
理，農業の基本問題に関する調査研究報告書 23. 財團法人 農政調査委員会，東京（1997）pp. 79-87
- 3) 小田切徳美：日本農業の中山間地帯問題，農林統計協会，東京（1994）pp. 141-145
- 4) 田畠保：中山間地域における土地利用秩序・土地管理主体の再構成と土地管理制度，中山間地域における地域資源管理の現状と制度的課題，農業総合研究所，東京（1997）pp. 81-88
- 5) 上山義尚：BASIC による経営分析，共立出版，東京（1985）pp. 15-47